

社会福祉法人養父市社会福祉協議会非常勤職員給与規程

平成 22 年 1 月 28 日規程第 12 号

平成 24 年 10 月 25 日規程第 3 号

令和 4 年 3 月 23 日規程第 5 号

令和 5 年 1 月 1 日規程第 3 号

令和 5 年 7 月 27 日規程第 2 号

(目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人養父市社会福祉協議会（以下「本会」という。）非常勤職員就業規則第 38 条の規定に基づき、職員給与等に関する事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第 2 条 この規程は、非常勤職員就業規則第 2 条の規定により雇用される者に適用する。

(給与の種類)

第 3 条 給与の種類は、次のとおりとする。

- (1) 基本給
- (2) 通勤手当
- (3) 事業所管理者手当
- (4) 処遇改善手当
- (5) 特定処遇改善手当
- (6) 特殊勤務手当
- (7) 時間外勤務手当
- (8) 休日勤務手当
- (9) 期末手当

(基本給)

第 4 条 基本給は、月給、日給又は時間給とし、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。

- 2 職種によっては、会長は前項の規定にかかわらず基本給を決定することがある。
- 3 基本給は、欠勤、遅刻、早退及び私用外出などの不就労がある場合にそれに相当する額は支給しない。
- 4 週所定労働日数が 5 日で、介護に従事する職員の基本給は、処遇改善加算のうち 2 % を下回らない金額を昇給するものとする。

(通勤手当)

第 5 条 通勤手当は、次の各号に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする職員の 1 カ月の通勤に要する運賃相当額とする。ただし、その額が 55,000 円を超えるときは、その額とする。
- (2) 前号以外の職員で自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が次の区分に応じて、それぞれ掲げる額を支給する。ただし、当該月の出勤日数が 10 日未満の場合は、次に掲げる額から 21 で除した額を 1 回あたりの通勤手当額とする。

ア 使用距離が片道 1 キロメートル以上 2 キロメートル未満である職員

1,000 円

- イ 使用距離が片道 2 キロメートル以上 3 キロメートル未満である職員
2,100 円
- ウ 使用距離が片道 3 キロメートル以上 4 キロメートル未満である職員
2,900 円
- エ 使用距離が片道 4 キロメートル以上 5 キロメートル未満である職員
3,700 円
- オ 使用距離が片道 5 キロメートル以上 7 キロメートル未満である職員
4,500 円
- カ 使用距離が片道 7 キロメートル以上 10 キロメートル未満である職員
5,800 円
- キ 使用距離が片道 10 キロメートル以上 15 キロメートル未満である職員
7,300 円
- ク 使用距離が片道 15 キロメートル以上 20 キロメートル未満である職員
9,900 円
- ケ 使用距離が片道 20 キロメートル以上 25 キロメートル未満である職員
12,500 円
- コ 使用距離が片道 25 キロメートル以上 30 キロメートル未満である職員
15,100 円
- サ 使用距離が片道 30 キロメートル以上 35 キロメートル未満である職員
17,700 円
- シ 使用距離が片道 35 キロメートル以上 40 キロメートル未満である職員
20,400 円

(3) 自家用車を利用して業務に従事したときは、1 キロメートルにつき 30 円を支給する。

(通勤手当の支給方法)

第 6 条 新たに支給要件を具備するに至った職員は、通勤経路報告書により、速やかに届け出なければならない。

2 通勤手当の支給は、前項に規定する要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給を開始し、又はその支給額を改定する。ただし、通勤手当の開始については、同項の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から 15 日を経過した後になされた場合においては、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 通勤手当を受けている職員に、その月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その属する月）から支給額を改定する。

4 職員が出張、休暇、欠勤その他の理由により、月の 1 日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しないこととなる場合においては、その月の通勤手当は支給しない。

(事業所管理者手当)

第 7 条 事業所管理者手当は、所属の職員を監督又は指導する立場にある職員に支給する。

2 前項に規定する手当の支給額は次のとおりとする。

- (1) 事業所管理者 月額 5,000 円

(処遇改善手当)

第8条 処遇改善手当は、週所定労働日数が5日で、介護に従事する職員が基本給の1%を下回らない金額(処遇改善加算3%のうち)を支給する。

2 週所定労働日数が4日以下で、介護に従事する職員の処遇改善手当は、基本給の3%を下回らない金額(処遇改善加算)を支給する。

3 訪問介護に従事する職員は、処遇改善加算額に余剰額が発生した場合、年度末に処遇改善手当一時金を支給することができる。

(特定処遇改善手当)

第9条 特定処遇改善手当は、厚生労働省が創設した「介護職員等特定処遇改善加算」制度に基づき、経験・技能のある訪問介護員等に対して更なる処遇改善を進めることを目的とし、次のとおり支給する。

(1) Aグループ(介護福祉士の資格を有し、本会の勤務年数が10年以上の常勤職員)

月額 基本給の5%

(2) Bグループ(その他の介護職員) 月額 基本給の4%

(3) Cグループ(その他の職員) 月額 基本給の1%

(特殊勤務手当)

第10条 特殊勤務手当は、著しく困難な勤務または著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でない認められる業務に従事する職員に支給する。

2 前項に規定する手当の支給額は次のとおりとする。

1日 2,000円

(時間外勤務手当及び休日勤務手当)

第11条 職員が法定時間を越えて又は法定休日に勤務した場合に時間外勤務手当及び休日勤務手当を支給する。ただし、その勤務が深夜(午後10時から翌朝午前5時までの間)に及んだ場合には割増率に0.25深夜割増を加算する。

時間外勤務手当 = 1時間あたりの基本給 × 1.25

休日勤務手当 = 1時間あたりの基本給 × 1.35

(期末手当)

第12条 期末手当は手当支給日に在職する職員に対して、その勤務成績、勤務日数等を考慮して支給する。

2 期末手当は、原則として6月及び12月に支給する。

3 期末手当の額は、職員が受けるべき基本給に次の表に定める支給割合に乗じて得た額とする。

(1) 週所定労働日数5日以上職員及び本会の運営全般にわたり特に専門知識や経験を有するものとして、その任用を理事会が承認した職員の期末手当は、6月1日及び12月1日(以下これらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員に対して、職員が受けるべき基本給に、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては、100分の125を乗じて得た額に、基準日以前3箇月以内(基準日が12月1日であるときは、6箇月以内)の期間におけるその者の在職期間に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在職期間		割合
基準日が6月1日である場合	基準日が12月1日である場合	
3箇月	6箇月	100分の100
2箇月15日以上3箇月未満	5箇月以上6箇月未満	100分の80
1箇月15日以上2箇月15日未満	3箇月以上5箇月未満	100分の60
1箇月15日未満	3箇月未満	100分の30

(2) 週所定労働日数が4日以下の職員の期末手当は、6月支給のものにあつては前4月1日以降6月15日まで、12月支給にあつては前7月1日以降12月1日までの間にその職員が勤務した日数とする。ただし、時間給（パート）で勤務している職員の勤務日数は、その勤務時間数を8で除した日数とする。期末手当の額は、次の表に定める支給割合に乗じて得た額とする。

6月支給		12月支給	
勤務日数	支給割合	勤務日数	支給割合
40日以上	9.0日	75日以上	18.0日
27日以上40日未満	7.0日	70日以上75日未満	13.5日
20日以上27日未満	3.5日	40日以上70日未満	7.0日

4 前項の勤務日数は、6月支給のものにあつては前4月1日以降6月15日まで、12月支給にあつては前7月1日以降12月1日までの間にその職員が勤務した日数とする。ただし、時間給（パート）で勤務している職員の勤務日数は、その勤務時間数を8で除した日数とする。

（賃金計算における端数処理）

第13条 賃金の計算期間における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の時間数の合計に1時間未満の端数がある場合に30分未満の端数を切り捨て、それ以上を1時間に切り上げる。

2 1時間あたりの賃金額及び時間外手当割増手当に円未満の端数を生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる。

3 1カ月における時間外労働、休日労働及び深夜業の各々の割増手当の総額に1円未満の端数が生じた場合、50銭未満の端数を切り捨て、それ以上を1円に切り上げる。

（賃金締切日及び支払日）

第14条 賃金は、毎月月末に締切り、翌月20日に支払う。ただし、支給日が休日の場合は、その前日に順次繰り上げて支給する。

2 賃金締切期間の途中で採用され、又は退職した場合の賃金は、当該締切期間の所定労働日数を基準に日割計算して支払う。

（賃金の支払と控除）

第15条 賃金は、職員に対して通貨で直接その全額を支払う。ただし、職員代表との書面協定により職員が希望した場合は、その指定する金融機関の口座に振り込むことにより賃金を支払うものとする。

2 次に掲げるものは、賃金から控除するものとする。

(1) 源泉所得税

(2) 住民税

- (3) 健康保険、介護保険及び厚生年金の保険料の被保険者負担分
- (4) 雇用保険の保険料の被保険者負担分
- (5) 職員代表との書面による協定によって賃金から控除することとしたもの
(年次有給休暇等の期間の基本給)

第 16 条 非常勤職員就業規則第 21 条の年次有給休暇、第 26 条の夏期休暇及び第 27 条の特別休暇の期間の基本給は所定労働時間労働した場合に支払われる通常の基本給を支払うものとする。

(休業手当)

第 17 条 天災事変、電力事情その他不可抗力に基づく場合を除き、業務上のやむを得ない事由により休業したときは、平均賃金の 100 分の 60 を休業手当として支給することができる。

(業務上傷病による休業期間中の基本給)

第 18 条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり休業した場合には、その期間中の基本給の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法により休業補償給付が受けられるときは、その給付額をそれぞれ基本給から控除する。

(通勤災害による休業期間中の基本給)

第 19 条 職員が通勤による負傷、疾病にかかり休業した場合には、その期間中の基本給の全額を支給する。ただし、労働者災害補償保険法により休業給付が受けられるときは、その給付額をそれぞれ基本給から控除する。

(退職時の賃金支払)

第 20 条 職員が退職し、又は解雇され、若しくは死亡した場合において本人又は遺族から請求があったときは、7 日以内に給料を支給する。

(その他)

第 21 条 この規程に定めのないものについては、「養父市常勤嘱託職員及び臨時職員等に関する要綱」を参考にし、本会が決定する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 24 年 10 月 25 日規程第 3 号)

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 7 月 27 日から施行する。

別表1（第4条関係）

本会が雇用した非常勤職員（週所定労働日数5日以上の職員又は本会の運営全般にわたり特に専門知識や経験を有するものとして、その任用を理事会が同意した職員）の基本給は次のとおりとする。

号給	給料月額 円	号給	給料月額 円	号給	給料月額 円
1	156,500	31	208,300	61	256,300
2	158,300	32	209,900	62	257,900
3	160,100	33	211,500	63	259,500
4	161,900	34	213,100	64	261,100
5	163,700	35	214,700	65	262,700
6	165,500	36	216,300	66	264,300
7	167,300	37	217,900	67	265,900
8	169,100	38	219,500	68	267,500
9	170,900	39	221,100	69	269,100
10	172,700	40	222,700	70	270,700
11	174,500	41	225,900	71	272,300
12	176,300	42	225,900	72	273,900
13	178,100	43	227,500	73	275,500
14	179,900	44	229,100	74	277,100
15	181,700	45	230,700	75	278,700
16	183,400	46	232,300	76	280,300
17	185,100	47	233,900	77	281,900
18	186,800	48	235,500	78	283,500
19	188,500	49	237,100	79	285,100
20	190,200	50	238,700	80	286,700
21	191,900	51	240,300	81	288,300
22	193,600	52	241,900	82	289,900
23	195,300	53	243,500	83	291,500
24	197,000	54	245,100	84	293,100
25	198,700	55	246,700	85	294,700
26	200,300	56	248,300	86	296,300
27	201,900	57	249,900	87	297,900
28	203,500	58	251,500	88	299,500
29	205,100	59	253,100	89	301,100
30	206,700	60	254,700	90	302,700

令和5年4月1日から適用する